

南大東幼稚園小中学校における新型コロナウイルス感染症関連による「出席停止」等の判断基準について
令和5年1月19日 南大東村教育委員会

	状態	出席停止の判断	備考(期間等)
本人	1 感染が判明した者(有症状、無症状にかかわらず)	出席停止	自宅待機 症状がある→症状発症日から7日間 症状がない→検査した次の日から7日間 ※保健所の指示に従う。
	2 感染者の濃厚接触者	出席停止	最終接触日の翌日から5日間自宅待機 ※保健所の指示に従う
	3 ①発熱、寒気(強い悪寒)が見られる者	出席停止	2回目の抗原検査(-)かつ、症状がなくなるまで出席停止 (1)発症後24時間以内に1回目の抗原検査 →陽性(+)の場合は「本人1」へ (2)陰性(-)の場合は診療所に連絡 ※抗原陰性(-)を報告し、インフルエンザ検査の相談をする (3)発症72時間後に2回目の抗原検査 ※インフルエンザの検査が(+) (-)どちらでも実施
	②かぜ症状が見られる者 咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感、頭痛	出席停止	症状がなくなるまで出席停止 発症72時間後に抗原検査 →陰性(-)の場合は症状がなければ登校可 陽性(+)の場合は「本人1」へ
	③下痢、腹痛	病欠	様子を見る。 発熱、かぜ症状が出てきた場合は上記の①②の対応へ
	4 持病の頭痛や鼻炎等の判断基準 ※本人か同居家族に ①2日前まで渡航歴がある ②濃厚接触者である ③新型コロナ陽性者と接触した	※左の①②③に該当しない場合は検査せずに登校可能。休む場合は、出席停止扱いにはなりません(病欠)。 ただし、発熱やその他のかぜ症状がみられる場合は、「本人3-①②」へ ※左の①②③のいずれかに該当したら出席停止	症状がある幼児、児童生徒のみ発症後3日目に抗原検査 検査結果が出るまで、本人、同居家族は自宅待機 →陰性(-)の場合は症状がなければ登校可 陽性(+)の場合は「本人1」へ
5 感染が不安で、校長が合理的な理由があると判断される者(無症状)	出席停止	※合理的な理由とは、本人や同居の家族に基礎疾患等があり、他に手段がない場合等が考えられる。 (文部科学省指針)	
6 ワクチンを接種する場合(接種当日、翌日の副反応による発熱がある場合)	出席停止	※登校後のワクチン接種に係る出欠の取り扱い等については、学校と相談し判断する。	
7 同一学級、部活動等に1人でも感染者が判明した場合	登校可	①学校で感染者が判明した場合、感染経路、濃厚接触者を確認できるまで自宅待機とする。 ②PCR 検査等の結果が判明するまではマスクを外す活動(部活動等)は禁止。 ③登校する際はマスクを着用しハイリスク行動を控える。 ※濃厚接触者と判断された場合は「本人2」へ 手指消毒の徹底	
同居の家族	8 同居家族が陽性者となった者	出席停止	※原則、同居家族は保健所により濃厚接触者に特定される。 →「本人2」へ
	9 本人に症状はないが同居家族にかぜ症状が見られる者(発熱、咳、鼻水、のどの痛み、頭痛、倦怠感等)	登校可	
	10 同居家族が濃厚接触者になった者(本人、家族ともに無症状)	出席停止	結果がでるまで自宅待機し、陰性であれば登校可。 ※登校する場合は、健康観察を徹底する。

抗原検査キットを希望される方は、教育委員会へご相談ください。(TEL 2-2531)

ハイリスク行動:○マスクを取って話す。○マスクを取って老人、幼児、基礎疾患のある方と話す行動する